



機能性表示食品制度届出データベース 検索マニュアル

改版履歴

版数	日付	改版者	摘要(変更箇所)
1.0	2025/04/01	消費者庁	新規作成
1.1	2025/06/23	消費者庁	<p>2-2 機能性表示食品の届出情報を検索する</p> <p>(1) キーワード検索</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キーワード検索画面のレイアウト変更 ・CSV ファイルダウンロード時の注意について追記 <p>(2) 絞り込み検索</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絞り込み検索画面のレイアウト変更 ・絞り込み検索のボタン名を「絞り込み検索」に変更 ・画面に表示している絞り込み検索の注釈の文言を変更 ・CSV ファイルダウンロード時の注意について追記 <p>(3) 各様式の画面項目について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式 I の「>詳細」を「>さらに表示」に変更 ・説明欄の「該当する場合」と記載している個所を具体的な項目名に修正 ・別紙様式（V）－ 1～17 をプレビュー形式からダウンロード形式に変更（様式 I） ・別紙様式（V）－ 1～17 をプレビュー形式からダウンロード形式に変更（様式 V） <p>(5) CSV ファイルをダウンロードする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダウンロードする際のポップアップとリダイレクトについての注記を追記



このマニュアルでは、重要な情報や特に注意すべき内容を示すために、左の「注意」アイコンを使用しています。

・アイコンの意味

このアイコンは、操作中に問題が発生する可能性がある場合や、事前に知っておくべきリスクがある箇所を示しています。安全性を確保し、正確に操作を行うために必ず確認してください。

・使用箇所

- 操作手順の中で誤操作によりシステムが正常に動作しなくなる可能性がある部分。
- 特定の操作に関連してデータや入出力内容に影響を及ぼすリスクがある箇所。
- 推奨される手順や設定に従わない場合に問題が発生する箇所。



このマニュアルでは、操作をスムーズに進めるためのコツや役立つ情報を示す際に、左の「ポイント」アイコンを使用しています。

・アイコンの意味

このアイコンは、操作時に覚えておくくと便利な情報や効率的な手順、追加のヒントを示します。特に初心者や操作に不慣れなユーザーにとって役立つ情報を提供します。

・使用箇所

- 操作を効率化するコツや省略可能な手順を説明する箇所。
- より良い結果を得るための追加情報や参考情報。
- 設定や操作に関する FAQ 的なヒント。

目次

1.	はじめに	1
1-1	システムを使用する前に(必ずお読みください)	1
1-2	動作環境(デバイスおよびブラウザ)	1
1-3	システム利用時間	1
1-4	問合せ先.....	1
1-5	その他	1
2.	機能性表示食品を検索する	2
2-1	画面操作に関する説明	2
2-2	機能性表示食品の届出情報を検索する	4
(1)	キーワード検索	4
(2)	絞り込み検索	7
(3)	各様式の画面項目について	12
(4)	新旧対照表	35
(5)	CSV ファイルをダウンロードする.....	36
3.	届出データベースと届出等告示における項目名の対応表	44
3-1	様式Ⅰ対応表.....	44
3-2	様式Ⅱ対応表.....	47
3-3	様式Ⅲ対応表.....	48
3-4	様式Ⅳ対応表.....	49
3-5	様式Ⅴ対応表.....	50
3-6	様式Ⅵ対応表.....	52

1.はじめに

1-1 システムを使用する前に(必ずお読みください)

機能性表示食品届出データベース(以降、「本システム」とします)をご利用いただくに際し、あらかじめ注意が必要な事項について説明します。

1-2 動作環境(デバイスおよびブラウザ)

本システムが動作する環境要件は、以下のとおりです。

デバイス	ブラウザ
PC	Microsoft Edge(Chromium 版) Google Chrome Mozilla Firefox Apple Safari
iPhone・iPad(iOS)	Apple Safari
Android	Chrome for Android

これら以外のデバイス・ブラウザでの操作は、データに不具合が生じる可能性がありますので、ご利用をお控えください。



このマニュアルでは、Windows11 での操作を前提に説明をしています。Windows10 以前の OS で操作する場合は、適宜、読み替えてください。

1-3 システム利用時間

システム利用時間は、午前 4 時から翌午前 2 時までです。

ただし、システムメンテナンス時は、システムを利用できません。

システムメンテナンスについては、消費者庁ウェブサイトでお知らせいたします。

1-4 問合せ先

消費者庁 食品表示課 機能性表示食品制度担当

03-3507-8800(代)

平日 9 時 30 分～12 時および 13 時～17 時 30 分(土・日・祝日および年末年始は除く。)

1-5 その他

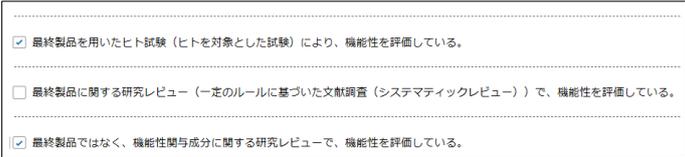
届出データベースの項目名と届出の方法を定めた告示において規定された項目名の表記が一部異なります。

読み替えについては、「3. 届出データベースと届出等告示における項目名の対応表(P.44)」に記載していますのでご確認ください。

2. 機能性表示食品を検索する

2-1 画面操作に関する説明

操作の説明

No.	操作名	説明
1	テキストボックス	<p>全角または半角文字で、文字を入力できる項目です。</p> <p>例えば、以下の画像では、届出番号に「A712」が入力されています。</p> 
2	部分一致検索	<p>検索対象となる項目に入力した内容が含まれている届出が検索結果に表示されます。</p> <p>部分一致検索ができる項目には「※部分一致検索」と表示されています。</p> 
3	オートコンプリート	<p>入力した言葉から始まる入力候補を一覧で表示します。候補を選択するとテキストボックスに入力されます。</p> 
4	チェックボックス	<p><input type="checkbox"/>をマウスでクリックして「<input checked="" type="checkbox"/>」をつけることで、その項目に該当する届出情報を検索します。</p> 

No.	操作名	説明
5	プルダウンメニュー	<p>入力ボックスの右端に▼がある項目は、入力ボックスをクリックするとメニューが表示されます。メニュー中の候補を選択することで入力ボックスに入力します。</p>   
6	添付ファイルを開覧する	<p>添付ファイルがある場合は、画面にリンクが表示されます。リンクをクリックすると別画面で添付ファイルを開きます。</p> 

2-2 機能性表示食品の届出情報を検索する

(1) キーワード検索

- ① 使用するブラウザから <https://www.fld.caa.go.jp/caaks/cssc01/> にアクセスすると、「機能性表示食品検索」画面が表示されます。

「機能性表示食品検索」画面

機能性表示食品検索

[1] キーワード検索 絞り込み検索 [4] 前日までの全届出の全項目出力(CSV出力) ⓘ

キーワード検索

[2]

※キーワード検索では届出番号・届出者名・商品名・食品の区分・機能性関与成分名・機能性表示・摂取をする上での注意事項・名称を対象に検索できます。
※キーワード検索は、複数のキーワードの検索には対応しておりません。1つのキーワードで検索してください。

[3] 検索

↑このページのトップへ

Copyright © 2025 Consumer Affairs Agency, Government of Japan. All Rights Reserved.

画面項目の説明

No.	項目名	説明
[1]	検索種別選択ボタン	「キーワード検索」または「絞り込み検索」を選択します。
[2]	「キーワード検索」テキストボックス	検索したい届出に含まれるキーワードを入力します。
[3]	「検索」ボタン	入力した検索条件を基に、検索を実行します。
[4]	「前日までの全届出の全項目出力(CSV出力)」ボタン	前日までに登録された、全届出の全項目の情報が記載された CSV ファイルがダウンロードされます。 ※ファイルが 1 つしか出力されない場合は、本サイトについてポップアップブロックの解除してください。 詳細は「2-2(5)CSV ファイルをダウンロードする(P.36)」を参照してください。

- ② 「キーワード検索」を選択します。

機能性表示食品検索

キーワード検索 絞り込み検索

前日までの全届出の全項目出力(CSV出力) ⓘ

- ③ 検索したい届出に含まれるキーワードを「キーワード検索」テキストボックスに入力し、「検索」ボタンをクリックします。キーワード検索では届出番号・届出者名・商品名・食品の区分・機能性関与成分名・機能性表示・摂取をする上での注意事項・名称を対象に検索できます。

キーワード検索

※キーワード検索では届出番号・届出者名・商品名・食品の区分・機能性関与成分名・機能性表示・摂取をする上での注意事項・名称を対象に検索できます。
※キーワード検索は、複数のキーワードの検索には対応していません。1つのキーワードで検索してください。

検索

キーワード検索では単一のキーワードのみ入力が可能です。複数のキーワードによる検索は行うことができません。

- ④ 画面下部に検索結果の一覧が表示されます。

「機能性表示食品検索」画面(検索結果表示時)

機能性表示食品検索

キーワード検索
 絞り込み検索
 前日までの全届出の全項目出力(CSV出力)

キーワード検索

サブリメント

※キーワード検索では届出番号・届出者名・商品名・食品の区分・機能性関与成分名・機能性表示・摂取をする上での注意事項・名称を対象に検索できます。
※キーワード検索は、複数のキーワードの検索には対応していません。1つのキーワードで検索してください。

検索

検索結果データ出力(CSV出力)
(検索数) : 4件

< 1 2 3 4 5 6 7 8 >

[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[6]	[7]	[8]	[9]	[10]
届出番号	届出日	届出者名 (法人番号)	商品名	食品の区分	機能性関与成分名	表示しようとする機能性	PRISMA対応	販売状況	前回の自己点検報告月
A005	2025/2/14	〇〇株式会社 (XXXXXXXXXXXXXX)	〇〇サブリメント	加工食品(錠剤、カプセル剤等)	エラグ酸	本品にはエラグ酸が含まれません。		販売休止中	
A006	2024/11/20	株式会社△△△ (XXXXXXXXXXXXXX)	△△△サブリメント	加工食品(錠剤、カプセル剤等)	プラスマ乳酸菌 (L. lactis strain Plasma)	本品には、プラスマ乳酸菌 (L. lactis strain Plasma) が含まれます。		販売休止中	

< 1 2 3 4 5 6 7 8 >

表示件数 10 ▼

[↑このページのトップへ](#)

Copyright © 2025 Consumer Affairs Agency, Government of Japan. All Rights Reserved.

画面項目の説明

No.	項目名	説明
[1]	「届出番号」	リンクをクリックすることで、届出の「様式 I : 届出食品の科学的根拠等に関する基本情報 (一般消費者向け)」画面が表示されます。
[2]	「届出日」	届出日が表示されます。
[3]	「届出者名 (法人番号)」	届出者名と届出者の法人番号が表示されます。
[4]	「商品名」	商品名が表示されます。

No.	項目名	説明
[5]	「食品の区分」	下記の食品区分のいずれかが表示されます。 ・加工食品(錠剤、カプセル剤等) ・加工食品(その他) ・生鮮食品
[6]	「機能性関与成分名」	機能性関与成分が表示されます。 機能性関与成分が複数ある場合、カンマ区切りで表示されます。
[7]	「表示しようとする機能性」	表示しようとする機能性が表示されます。
[8]	「PRISMA 対応」	PRISMA 声明に準拠した届出である場合は、準拠している PRISMA 声明が表示されます。
[9]	「販売状況」	販売状況が表示されます。
[10]	「前回の自己点検報告月」	前回の自己点検報告月が表示されます。
[11]	「表示件数」プルダウン	検索結果に表示する件数を下記から選択します。 ・10 件 ・50 件 ・100 件

- ⑤ 検索結果一覧の「届出番号」のボタンをクリックすると、その届出の「様式 I：届出食品の科学的根拠等に関する基本情報（一般消費者向け）」画面が表示されます。各様式の詳細については「2-2(3)各様式の画面項目について(P.12)」を参照してください。

届出番号	届出日	届出者名 (法人番号)	商品名	食品の区分	機能性関与成分名	表示しようとする機能性	PRISMA対応	販売状況	前回の自己点検報告月
A003	2025/03/01	〇〇株式会社 (xxxxxxxxxxxx)	〇〇ドリンク	加工食品(錠剤、カプセル剤等)	ヒアルロン酸Na	本品にはA(機能性関与成分)が含まれ、Bの機能があることが公表されています。		販売休止中	2025/3
A005	2024/12/03	〇〇株式会社 (xxxxxxxxxxxx)	〇〇サプリ	生鮮食品	6種アミノ酸	本品にはC(機能性関与成分)が含まれ、Dの機能があることが公表されています。	PRISMA2009	販売休止中	
A006	2024/12/15	〇〇株式会社 (xxxxxxxxxxxx)	〇〇サプリ	加工食品(錠剤、カプセル剤等)	GABA	本品にはE(機能性関与成分)が含まれ、Fの機能があることが公表されています。		販売休止中	



- ・撤回届が提出され、公開済みとなった届出は、一覧内で濃い灰色で表示されています。届出が撤回日の翌年度 4 月 1 日から換算して 2 年経過したものについては、「届出番号」のボタンをクリックしても、その届出の「様式 I：届出食品の科学的根拠等に関する基本情報（一般消費者向け）」画面は表示されず、「撤回届出が提出されてから 2 年が経過したため、届出情報の詳細を確認することができなくなりました。」のエラーメッセージが表示されます。
- ・自己点検等報告の報告期限までに報告がなかった届出は、一覧内で薄い灰色で表示されています。「届出番号」のボタンをクリック後、その届出の「様式 I：届出食品の科学的根拠等に関する基本情報（一般消費者向け）」画面は表示されます。

(2) 絞り込み検索

届出情報の各項目で絞り込んで検索ができます。

- ① 「機能性表示食品検索」画面で「絞り込み検索」を選択して検索条件エリアを開きます。



「機能性表示食品検索」画面

機能性表示食品検索

[17]
前日までの全届出の全項目出力(CSV出力)
①

キーワード検索
 絞り込み検索

絞り込み検索

※絞り込み検索は、複数の項目の絞り込みを同時に行うことができます。
※1つの項目に複数のキーワードは入力できません。

届出番号

~

届出者名

※部分一致検索

※株式会社、(株)、(株)などの法人の形態を示す文字の入力は不要です。

商品名

※部分一致検索

食品の区分

▼

機能性関与成分名

※部分一致検索

表示しようとする機能性①

※部分一致検索

表示しようとする機能性②

※部分一致検索

販売中の食品のみ表示する

届出年度

~(西暦)

届出日

📅

~

📅

届出者の住所

※部分一致検索

機能性関与成分を含む原材料名

※部分一致検索

☐ 最終製品を用いたヒト試験（ヒトを対象とした試験）により、機能性を評価している。

☐ 最終製品に関する研究レビュー（一定のルールに基づいた文献調査（システマティックレビュー））で、機能性を評価している。

☐ 最終製品ではなく、機能性関与成分に関する研究レビューで、機能性を評価している。

絞り込み検索

↑このページのトップへ

Copyright © 2025 Consumer Affairs Agency, Government of Japan. All Rights Reserved.

[16]

画面項目の説明

No.	項目名	説明
[1]	「届出番号」テキストボックス	届出番号を入力して検索できます。 届出番号(開始)のみを指定した時は、届出番号(開始)から最後尾の届出番号までが検索対象となります。 届出番号(終了)のみを指定した時は、届出番号の先頭から届出番号(終了)までが検索対象となります。
[2]	「届出者名」テキストボックス	届出者名を入力して検索できます。 ※部分一致検索です。
[3]	「商品名」テキストボックス	商品名を入力して検索できます。 ※部分一致検索です。
[4]	「食品の区分」プルダウン	食品の区分を下記から選択して検索できます。 ・加工食品(錠剤、カプセル剤等) ・加工食品(その他) ・生鮮食品
[5]	「機能性関与成分名」テキストボックス	機能性関与成分名を入力して検索できます。 ※部分一致検索です。
[6]	「表示しようとする機能性①」テキストボックス	表示しようとする機能性を入力して検索できます。 ※部分一致検索です。
[7]	「表示しようとする機能性②」テキストボックス	表示しようとする機能性を入力して検索できます。 ※部分一致検索です。
[8]	「販売中の食品のみ表示する」チェックボックス	販売状況が「販売中」の食品の届出情報を検索する場合にチェックを入れます。
[9]	「届出年度」テキストボックス	届出年度を入力して検索できます。 届出年度(開始)のみを指定した時は届出年度(開始)以降の年度、届出年度(終了)のみを指定した時は届出年度(終了)以前の年度が検索対象となります。
[10]	「届出日」テキストボックス	届出日を入力して検索できます。 届出日(開始)のみを指定した時は届出日(開始)以降の日付、届出日(終了)のみを指定した時は届出日(終了)以前の日付が検索対象となります。
[11]	「届出者の住所」テキストボックス	届出者の住所を入力して検索できます。 ※部分一致検索です。
[12]	「機能性関与成分を含む原材料名」テキストボックス	機能性関与成分名を含む原材料名を入力して検索できます。 ※部分一致検索です。

No.	項目名	説明
[13]	「最終製品を用いたヒト試験（ヒトを対象とした試験）により、機能性を評価している。」チェックボックス	「最終製品を用いたヒト試験（ヒトを対象とした試験）により、機能性を評価している。」にチェックが入っている食品の届出情報を検索する場合にチェックを入れます。
[14]	「最終製品に関する研究レビュー（一定のルールに基づいた文献調査（システマティックレビュー））で、機能性を評価している。」チェックボックス	「最終製品に関する研究レビュー（一定のルールに基づいた文献調査（システマティックレビュー））で、機能性を評価している。」にチェックが入っている食品の届出情報を検索する場合にチェックを入れます。
[15]	「最終製品ではなく、機能性関与成分に関する研究レビューで、機能性を評価している。」チェックボックス	「最終製品ではなく、機能性関与成分に関する研究レビューで、機能性を評価している。」にチェックが入っている食品の届出情報を検索する場合にチェックを入れます。
[16]	「絞り込み検索」ボタン	入力した検索条件を基に、検索を実行します。
[17]	「前日までの全届出の全項目出力(CSV出力)」ボタン	前日までに登録された、全届出の全項目の情報が記載された CSV ファイルがダウンロードされます。 ※ファイルが 1 つしか出力されない場合は、本サイトについてポップアップブロックの解除してください。詳細は「2-2(5)CSV ファイルをダウンロードする(P.36)」を参照してください。

② 絞り込みたい項目を入力し、「絞り込み検索」ボタンをクリックします。

機能性関与成分を含む原材料名

アスタキサンチン ※部分一致検索

最終製品を用いたヒト試験（ヒトを対象とした試験）により、機能性を評価している。

最終製品に関する研究レビュー（一定のルールに基づいた文献調査（システマティックレビュー））で、機能性を評価している。

最終製品ではなく、機能性関与成分に関する研究レビューで、機能性を評価している。

絞り込み検索

- ③ 画面下部に絞り込んだ検索結果が表示されます。

「機能性表示食品検索」画面(検索結果表示時)

届出番号	届出日	届出者名 (法人番号)	商品名	食品の区分	機能性成分名	表示しようとする機能性	PRISMA対応	販売状況	前回の自己点検報告月
A003	2025/03/01	〇〇株式会社 (xxxxxxxxxxxxxx)	〇〇ドリンク	加工食品(錠剤、カプセル剤等)	ヒアルロン酸Na	本品にはA(機能性原料成分)が含まれ、Bの機能があることが公表されています。		販売中止中	2025/3
A005	2024/12/03	〇〇株式会社 (xxxxxxxxxxxxxx)	〇〇サプリ	生鮮食品	6種アミノ酸	本品にはC(機能性原料成分)が含まれ、Dの機能があることが公表されています。	PRISMA2009	販売中止中	
A006	2024/12/15	〇〇株式会社 (xxxxxxxxxxxxxx)	〇〇サプリ	加工食品(錠剤、カプセル剤等)	GABA	本品はE(機能性原料成分)が含まれ、Fの機能があることが公表されています。		販売中止中	

- ④ 検索結果一覧の「届出番号」のボタンをクリックすると、その届出の「様式 I : 届出食品の科学的根拠等に関する基本情報（一般消費者向け）」画面が表示されます。各様式の詳細については「2-2(3)各様式の画面項目について(P.12)」を参照してください。

(3) 各様式の画面項目について



様式 I 画面は初回表示時、各大項目ごとに小項目の表示が非表示となっています。
参照したい項目の「>詳細」をクリックすることで、小項目が表示されます。

「様式 I：届出食品の科学的根拠等に関する基本情報（一般消費者向け）」画面 ※初回表示時

1. 安全性に関する基本情報
 (1) 摂取をする上での注意事項

> 詳細

別紙様式 (II) 評価の詳細を確認される場合はこちら → ファイル

2. 生産・製造及び品質管理に関する情報

> 詳細

3. 機能性に関する基本情報

> 詳細

別紙様式 (V) - 1~17 の添付の詳細を確認される場合はこちら (ダウンロード) → ファイル1

4. その他届出事項

> 詳細

5. 自己点検等報告

> 詳細

様式 II：安全性評価

様式 III：生産・製造及び品質の管理

様式 IV：健康被害の情報収集体制

様式 V：機能性の科学的根拠

様式 VI：表示の内容 / 表示見本

「様式 I : 届出食品の科学的根拠等に関する基本情報（一般消費者向け）」画面

様式 I : 届出食品の科学的根拠等に関する基本情報（一般消費者向け）

販売しようとする機能性表示食品の科学的根拠などに関する基本情報

[1] 届出番号
A001

[2] 法人名
株式会社〇〇〇
▼さらに表示

[3] 代表者氏名
代表者A

[4] 住所
東京都渋谷区本町

[5] 主たる事務所の住所

[6] 表示見本のリンク

[7] 商品名
〇〇〇サプリメント

[8] 名称
△△△加工食品

[9] 食品の区分
加工食品(錠剤、カプセル剤等)

[10] 機能性成分
L-テアニン

[11] 機能性成分はエキスである

[12] 表示しようとする機能性
本品にはL-テアニンが含まれます。
▼さらに表示

[13] 消費者対応部署（お客様相談室等）の連絡先（電話番号等）
XXXX-XX-XXXX

[14] 情報開示するウェブサイトのURL
<http://www.kenkotai.jp/shop/>

[15] 届出事項及び開示情報についての問合せ担当部署
部署：研究所
電話：XXXX-XX-XXXX

1. 安全性に関する基本情報

[16] (1) 摂取をする上での注意事項
多量摂取により、より健康が増進されるものではありません。
高血圧治療薬、興奮剤を服用している場合は医師に相談してください。
▼詳細

[17] (2) 安全性の評価方法
届出者は当該製品について、
[18] 喫食実績の評価により、十分な安全性を確認している。
[19] 既存情報による食経験の評価により、十分な安全性を確認している。
[20] 既存情報による安全性試験結果の評価により、十分な安全性を確認している。
[21] 安全性試験の実施による安全性の評価により、十分な安全性を確認している。

[22] (3) 当該製品の安全性に関する届出者の評価
体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。

別紙様式（II）評価の詳細を確認される場合はこちら → [ファイル](#)

2. 生産・製造及び品質管理に関する情報
▼詳細

[23] 最終製品は出荷検査を実施しています。

3. 機能性に関する基本情報
▼詳細

[24] (1) 機能性の評価方法
届出者は当該製品について、
[25] 最終製品を用いたヒト試験（ヒトを対象とした試験）により、機能性を評価している。
[26] 最終製品に関する研究レビュー（一定のルールに基づいた文献調査（システムティックレビュー））で、機能性を評価している。
[27] 最終製品ではなく、機能性成分に関する研究レビューで、機能性を評価している。

[28] (2) 当該製品の機能性に関する届出者の評価
比較試験にて実施されており、信頼性は高いと考えられます。

別紙様式（V）-1～17の添付の詳細を確認される場合はこちら（ダウンロード） → [ファイル1](#)

4. その他届出事項
▼詳細

[29] ・その他加工食品として届出する場合、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品に該当しない理由

[30] ・当該製品が想定する主な対象者（高齢に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）
言語流暢性が低めの方

[31] ・販売開始予定日
2022年02月14日

[32] ・変更履歴（2025年3月31日以前）

[33] ・変更履歴（2025年4月1日以降）

[34] ・新旧対照表
[新旧対照表](#)

[35] ・添付資料の新旧対照表
[添付資料の新旧対照表](#)

[36] 機能性表示食品（再届出）である場合

[37] 届出食品の届出番号

[38] 同一性を失わない理由

[39] 届出後の届出項目
（届出日から60日経過した場合）販売状況
 販売中 販売休止中

[40] 届出理由の事由

5. 自己点検等報告

[41] 詳細

[42] 前回の自己点検報告月

[43] 別表第二十七の一の項「安全性及び機能性の根拠に関する情報」の遵守状況について点検を行っている

[44] 別表第二十七の二の項「生産・製造及び品質の管理に関する事項」の遵守状況について点検を行っている

[45] 別表第二十七の三の項「健康被害の情報の収集及び提供に関する事項」の遵守状況について点検を行っている

[46] 食品表示基準別表第二十六に掲げる事項について点検を行っている

[47] 自己点検等の報告の添付の詳細を確認される場合はこちら→ [ファイル](#)

[48] 様式II：安全性評価

[49] 様式III：生産・製造及び品質の管理

[50] 様式IV：健康被害の情報収集体制

[51] 様式V：機能性の科学的根拠

[51] 様式VI：表示の内容／表示見本

[52]

閉じる

Copyright © 2025 Consumer Affairs Agency, Government of Japan. All Rights Reserved.

長田衣が至平が表第二十六に掲げる事項について点検を行っている

自己点検等の報告の添付の詳細を確認される場合はこちら→ [ファイル](#)

本食品は平成27年度版の旧様式を使用しています。

[53] [一般向け公開情報（PDF）](#)

[54] [有識者等向け公開情報（基本情報）（PDF）](#)

[55] [有識者等向け公開情報（機能性情報）（PDF）](#)

[56] [有識者等向け公開情報（安全性情報）（PDF）](#)

[57]

閉じる

Copyright © 2025 Consumer Affairs Agency, Government of Japan. All Rights Reserved.

基本情報

No.	項目名	説明
[1]	「届出番号」	届出番号が表示されます。
[2]	「法人名」	届出者の法人名が表示されます。
さらに表示		
[3]	「代表者氏名」	届出者の代表者氏名が表示されます。
[4]	「住所」	届出者の住所が表示されます。
[5]	「主たる事務所の住所」	届出者の主たる事務所の住所が表示されます。
[6]	「表示見本のリンク」ボタン	クリックすると表示見本が表示されます。
[7]	「商品名」	商品名が表示されます。

No.	項目名	説明
[8]	「名称」	食品表示基準第3条に基づく届出食品の名称が表示されます。
[9]	「食品の区分」	下記の食品区分から表示します。 <ul style="list-style-type: none"> ・加工食品(錠剤、カプセル剤等) ・加工食品(その他) ・生鮮食品
[10]	「機能性関与成分名」	機能性関与成分が表示されます。 機能性関与成分が複数ある場合、カンマ区切りで表示されます。
[11]	「機能性関与成分はエキスである」	機能性関与成分がエキスである場合、チェックが入ります。
[12]	「表示しようとする機能性」	表示しようとする機能性が表示されます。
さらに表示		
[13]	「消費者対応部局（お客様相談室等）の連絡先（電話番号等）」	消費者対応部局の連絡先が表示されます。
[14]	「情報開示するウェブサイトのURL」	情報開示するウェブサイトのURLが表示されます。 クリックするとURLのウェブサイトに遷移します。
[15]	「届出事項及び開示情報についての問い合わせ担当部局」	届出事項および開示情報についての問い合わせ担当部局名と電話番号がそれぞれ表示されます。

1.安全性に関する基本情報

No.	項目名	説明
[16]	「(1)摂取をする上での注意事項」	摂取をする上での注意事項が表示されます。
詳細		
	(2)安全性の評価方法	
[17]	「喫食実績の評価により、十分な安全性を確認している。」	喫食実績の評価により、十分な安全性を確認している場合、チェックが入ります。
[18]	「既存情報による食経験の評価により、十分な安全性を確認している。」	既存情報による食経験の評価により、十分な安全性を確認している場合、チェックが入ります。
[19]	「既存情報による安全性試験結果の評価により、十分な安全性を確認している。」	既存情報による安全性試験結果の評価により、十分な安全性を確認している場合、チェックが入ります。
[20]	「安全性試験の実施による安全性の評価により、十分な安全性を確認している。」	安全性試験の実施による安全性の評価により、十分な安全性を確認している場合、チェックが入ります。
[21]	「(3)当該製品の安全性に関する届出者の評価」	当該製品の安全性に関する届出者の評価が表示されます。
[22]	「別紙様式（Ⅱ）評価の詳細を確認される場合はこちら→」リンク	リンクをクリックすると添付ファイルのプレビューが表示されます。

2.生産・製造及び品質管理に関する情報

No.	項目名	説明
詳細		
[23]	生産・製造及び品質管理に関する情報	生産・製造及び品質管理に関する情報が表示されます。

3.機能性に関する基本情報

No.	項目名	説明
詳細		
	(1)機能性の評価方法	
[24]	「最終製品を用いたヒト試験（ヒトを対象とした試験）により、機能性を評価している。」	最終製品を用いたヒト試験（ヒトを対象とした試験）により、機能性を評価している場合、チェックが入ります。
[25]	「最終製品に関する研究レビュー（一定のルールに基づいた文献調査（システムティックレビュー））で、機能性を評価している。」	最終製品に関する研究レビュー（一定のルールに基づいた文献調査（システムティックレビュー））で、機能性を評価している場合、チェックが入ります。
[26]	「最終製品ではなく、機能性関与成分に関する研究レビューで、機能性を評価している。」	最終製品ではなく、機能性関与成分に関する研究レビューで、機能性を評価している場合、チェックが入ります。
[27]	(2)当該製品の機能性に関する届出者の評価	当該製品の機能性に関する届出者の評価が表示されます。
[28]	「別紙様式（V）－1～17の添付の詳細を確認される場合はこちら（ダウンロード）→」リンク	リンクをクリックすると添付ファイルがダウンロードされます。

4.その他届出事項

No.	項目名	説明
詳細		
[29]	「・その他加工食品として届出する場合、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品に該当しない理由」	その他加工食品として届出する場合、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品に該当しない理由が表示されます。
[30]	「・当該製品が想定する主な対象者（疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）」	当該製品が想定する主な対象者（疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）および授乳婦を除く。）が表示されます。
[31]	「・販売開始予定日」	販売開始予定日が表示されます。
[32]	「・変更履歴（2025年3月31日以前）」	2025年3月31日以前の変更履歴が表示されます。
[33]	「・変更履歴（2025年4月1日以降）」	2025年4月1日以降の変更履歴が表示されます。
[34]	「・新旧対照表」ボタン	リンクをクリックすると「新旧対照表」画面が表示されます。新旧対照表については「2-2(4)新旧対照表(P.35)」を参照してください。 ※新旧対照表が存在しない場合、ボタンが非表示になります。

No.	項目名	説明
[35]	「添付資料の新旧対照表」	届出に添付されている新旧対照表がある場合は、新旧対照表のファイル名が表示されます。 リンクをクリックすると添付ファイルのプレビューが表示されます。 ※添付資料の新旧対照表が存在しない場合、ボタンが非表示になります。
[36]	「機能性表示食品（再届出）である場合」	機能性表示食品（再届出）である場合、チェックが入ります。
[37]	「既届出食品の届出番号」	[36]にチェックが入っている場合、同一性を失わない程度の変更を行う届出食品の届出番号が表示されます。
[38]	「同一性を失わない理由」	[36]にチェックが入っている場合、同一性を失わない理由が表示されます。
[39]	「届出後の届出項目（届出日から60日経過した場合）販売状況」	届出日から60日経過した場合の販売状況について以下のどちらかにチェックが入ります。 ・販売中 ・販売休止中 ただし、更新期限が超過している届出の場合は、どちらにもチェックが入りません。
[40]	「届出撤回の事由」	機能性表示食品の届出が撤回された場合は、撤回の理由が表示されます。

5. 自己点検等報告

No.	項目名	説明
詳細		
[41]	前回の自己点検報告月	前回の自己点検報告月が表示されます。
[42]	「別表第二十七の一の項「安全性及び機能性の根拠に関する情報」の遵守状況について点検を行っている」	別表第二十七の一の項「安全性及び機能性の根拠に関する情報」の遵守状況について点検を行っている場合、チェックが入ります。
[43]	「別表第二十七の二の項「生産・製造及び品質の管理に関する事項」の遵守状況について点検を行っている」	別表第二十七の二の項「生産・製造及び品質の管理に関する事項」の遵守状況について点検を行っている場合、チェックが入ります。
[44]	「別表第二十七の三の項「健康被害の情報の収集及び提供に関する事項」の遵守状況について点検を行っている」	別表第二十七の三の項「健康被害の情報の収集及び提供に関する事項」の遵守状況について点検を行っている場合、チェックが入ります。
[45]	「食品表示基準別表第二十六に掲げる事項について点検を行っている」	食品表示基準別表第二十六に掲げる事項について点検を行っている場合、チェックが入ります。
[46]	「自己点検等の報告の添付の詳細を確認される場合はこちら→」リンク	リンクをクリックすると添付ファイルのプレビューが表示されます。

No.	項目名	説明
[47]	「様式Ⅱ：安全性評価」リンク	リンクをクリックすると「様式Ⅱ：安全性評価」画面を表示します。
[48]	「様式Ⅲ：生産・製造及び品質の管理」リンク	リンクをクリックすると「様式Ⅲ：生産・製造及び品質の管理」画面を表示します。
[49]	「様式Ⅳ：健康被害の情報収集体制」リンク	リンクをクリックすると「様式Ⅳ：健康被害の情報収集体制」画面を表示します。
[50]	「様式Ⅴ：機能性の科学的根拠」リンク	リンクをクリックすると「様式Ⅴ：機能性の科学的根拠」画面を表示します。
[51]	「様式Ⅵ：表示の内容/表示見本」リンク	リンクをクリックすると「様式Ⅵ：表示の内容/表示見本」画面を表示します。
[52]	「閉じる」ボタン	画面を閉じて「機能性表示食品検索」画面に戻ります。

(平成 27 年度版の旧様式の場合にのみ表示されます)

No.	項目名	説明
[53]	「一般向け公開情報 (PDF)」リンク	リンクをクリックすると一般向け公開情報の PDF ファイルが表示されます。
[54]	「有識者等向け公開情報 (基本情報) (PDF)」リンク	リンクをクリックすると有識者等向け公開情報 (基本情報) の PDF ファイルが表示されます。
[55]	「有識者等向け公開情報 (機能性情報) (PDF)」リンク	リンクをクリックすると有識者等向け公開情報 (機能性情報) (PDF) の PDF ファイルが表示されます。
[56]	「有識者等向け公開情報 (安全性情報) (PDF)」リンク	リンクをクリックすると有識者等向け公開情報 (安全性情報) の PDF ファイルが表示されます。
[57]	「閉じる」ボタン	画面を閉じて「機能性表示食品検索」画面に戻ります。



・「販売状況」を半年以上更新していない届出(販売状況：販売休止中を除く)の場合、「様式Ⅰ：届出食品の科学的根拠等に関する基本情報（一般消費者向け）」画面の上部に以下の注意が表示されます。

様式Ⅰ：届出食品の科学的根拠等に関する基本情報（一般消費者向け）	
本食品の販売状況は、約半年以上、届出者が更新していないため不明です。	
 販売しようとする機能性表示食品の科学的根拠などに関する基本情報	
<input type="text" value="届出番号"/>	

・平成 27 年度版の様式で提出されている届出の場合、「様式Ⅰ：届出食品の科学的根拠等に関する基本情報（一般消費者向け）」画面の上部に以下の注意が表示されます。

様式Ⅰ：届出食品の科学的根拠等に関する基本情報（一般消費者向け）	
本食品は平成27年度版の旧様式を使用しています。	
 販売しようとする機能性表示食品の科学的根拠などに関する基本情報	
<input type="text" value="届出番号"/>	

画面下部の以下のボタンをクリックすると、それぞれの様式の詳細画面が表示されます。



「様式Ⅱ：安全性評価」画面

様式Ⅱ：安全性評価

安全評価

届出番号
A001

届出者名
H□□□

機能性表示成分名

機能性表示 ※機能性表示：科学的根拠を有する機能性表示成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性
本品にはA(機能性表示成分)が含まれ、Bの機能があることが報告されています。

届出者名
□□□.inc

■ 当該製品の安全性に関する届出者の評価

1

■ 食経験の評価

① 吸食実績による食経験の評価

吸食実績の有無
 あり なし
(「あり」の場合の薬理に基づく安全性の評価については、下記、「別紙様式(Ⅱ) 評価の詳細」を参照してください。)

最終製品の吸食実績で評価が十分

類似する食品の吸食実績で評価が十分

吸食実績なし又は評価が不十分

■ 既存情報による食経験の評価

② 2次情報

公約集のデータベース、又は、民間や研究者等が調査・作成したデータベースの情報
 あり なし
(データベースに情報が「あり」の場合：食経験に関する安全性の評価の詳細については、下記、「別紙様式(Ⅱ) 評価の詳細」を参照してください。)

安全性の評価
 評価が十分 評価が不十分

既存情報の機能性表示成分と届出をしようとする機能性表示成分との同等性を考察している。
 はい

③ 1次情報

1次情報の有無
 あり なし
(1次情報が「あり」の場合：食経験に関する安全性の評価の詳細については、下記、「別紙様式(Ⅱ) 評価の詳細」を参照してください。)

安全性の評価
 評価が十分 評価が不十分

既存情報の機能性表示成分と届出をしようとする機能性表示成分との同等性を考察している。
 はい

■ 既存情報による安全性試験結果の評価

④ 2次情報

公約集のデータベース、又は、民間や研究者等が調査・作成したデータベースの情報
 あり なし
(データベースに情報が「あり」の場合：食経験に関する安全性の評価の詳細については、下記、「別紙様式(Ⅱ) 評価の詳細」を参照してください。)

安全性の評価
 評価が十分 評価が不十分

既存情報の機能性表示成分と届出をしようとする機能性表示成分との同等性を考察している。
 はい

⑤ 1次情報

1次情報の有無
 あり なし
(1次情報が「あり」の場合：食経験に関する安全性の評価の詳細については、下記、「別紙様式(Ⅱ) 評価の詳細」を参照してください。)

安全性の評価
 評価が十分 評価が不十分

既存情報の機能性表示成分と届出をしようとする機能性表示成分との同等性を考察している。
 はい

■ 安全性試験の実施による安全性の評価

⑥ in vitro試験及びin vivo試験は、下記、「別紙様式(Ⅱ) 評価の詳細」を参照してください。

⑦ ヒト試験は、下記、「別紙様式(Ⅱ) 評価の詳細」を参照してください。

安全性試験の実施による評価
 評価が十分 評価が不十分

■ 機能性表示成分の相互作用に関する評価

[23]	<p>■ 安全性試験の実施による安全性の評価</p> <p>⑥ in vitro試験及びin vivo試験は、下記、「別紙様式（Ⅱ）-評価の詳細」を参照してください。</p> <p>⑦ ヒト試験は、下記、「別紙様式（Ⅱ）-評価の詳細」を参照してください。</p> <p>安全性試験の実施による評価</p> <input type="checkbox"/> 評価が十分 <input type="checkbox"/> 評価が不十分
[24]	<p>■ 機能性関与成分の相互作用に関する評価</p> <p>⑧ 医薬品との相互作用に関する評価</p> <p>参考にしたデータベース名又は出典</p> <p>1</p>
[25]	<p>相互作用の有無</p> <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <p>（「あり」の場合：機能性表示食品を販売することの適切性の詳細については、下記、「別紙様式（Ⅱ）評価の詳細」を参照してください。）</p>
[26]	<p>⑨ 機能性関与成分同士との相互作用（複数の機能性関与成分について機能性を表示する食品のみ）</p> <p>参考にしたデータベース名又は出典</p>
[27]	<p>相互作用の有無</p> <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <p>（「あり」の場合：機能性表示食品を販売することの適切性の詳細については、下記、「別紙様式（Ⅱ）評価の詳細」を参照してください。）</p>
[28]	<p>別紙様式（Ⅱ）評価の詳細を確認される場合はこちら→ ファイル</p>
[29]	<p><input type="button" value="閉じる"/></p>

基本情報

No.	項目名	説明
[1]	「届出番号」	届出番号が表示されます。
[2]	「商品名」	商品名が表示されます。
[3]	「機能性関与成分名」	機能性関与成分名が表示されます。
[4]	「機能性表示」	科学的根拠を有する機能性関与成分および当該成分または当該成分を含有する食品が有する機能性が表示されます。
[5]	「届出者名」	届出者名が表示されます。

No.	項目名	説明
当該製品の安全性に関する届出者の評価		
[6]	「当該製品の安全性に関する届出者の評価」	当該製品の安全性に関する届出者の評価が表示されます。
食経験の評価 ① 喫食実績による食経験の評価		
[7]	「喫食実績の有無」	喫食実績の有無(あり、なし)にチェックが入ります。 なお、「あり」の場合は、実績に基づく安全性の評価が添付されます。
[8]	「最終製品の喫食実績で評価が十分」	最終製品の喫食実績で評価が十分の場合、チェックが入ります。
[9]	「類似する食品の喫食実績で評価が十分」	類似する食品の喫食実績で評価が十分の場合、チェックが入ります。
[10]	「喫食実績なし又は評価が不十分」	喫食実績なし又は評価が不十分の場合、チェックが入ります。
既存情報による食経験の評価		
	② 2次情報	

No.	項目名	説明
[11]	「公的機関のデータベース、又は、民間や研究者等が調査・作成したデータベースの情報」	公的機関のデータベース、または、民間や研究者等が調査・作成したデータベースの情報の有無(あり、なし)にチェックが入ります。 なお、データベースに情報が「あり」の場合は、食経験に関する安全性の評価の詳細とデータベース名が添付されます。
[12]	「安全性の評価」	評価が十分、評価が不十分のどちらかにチェックが入ります。
[13]	「既存情報の機能性関与成分と届出をしようとする機能性関与成分との間の同等性を考察している。」	既存情報の機能性関与成分と届出をしようとする機能性関与成分との間の同等性を考察している場合、チェックが入ります。
③1次情報		
[14]	「1次情報の有無」	1次情報の有無(あり、なし)にチェックが入ります。 なお、1次情報が「あり」の場合は、食経験に関する安全性の評価の詳細、参考文献一覧、その他が添付されます。
[15]	「安全性の評価」	評価が十分、評価が不十分のどちらかにチェックが入ります。
[16]	「既存情報の機能性関与成分と届出をしようとする機能性関与成分との間の同等性を考察している。」	既存情報の機能性関与成分と届出をしようとする機能性関与成分との間の同等性を考察している場合、チェックが入ります。
既存情報による安全性試験結果の評価		
④2次情報		
[17]	「公的機関のデータベース、又は、民間や研究者等が調査・作成したデータベースの情報」	公的機関のデータベース、又は、民間や研究者等が調査・作成したデータベースの情報の有無(あり、なし)にチェックが入ります。 なお、データベースに情報が「あり」の場合は、食経験に関する安全性の評価の詳細とデータベース名が添付されます。
[18]	「安全性の評価」	評価が十分、評価が不十分のどちらかにチェックが入ります。
[19]	「既存情報の機能性関与成分と届出をしようとする機能性関与成分との間の同等性を考察している。」	既存情報の機能性関与成分と届出をしようとする機能性関与成分との間の同等性を考察している場合、チェックが入ります。
⑤1次情報		
[20]	「1次情報の有無」	1次情報の有無(あり、なし)にチェックが入ります。 なお、「あり」の場合の詳細については、下記、「別紙様式(Ⅱ)評価の詳細」を参照してください。
[21]	「安全性の評価」	評価が十分、評価が不十分のどちらかにチェックが入ります。
[22]	「既存情報の機能性関与成分と届出をしようとする機能性関与成分との間の同等性を考察している。」	既存情報の機能性関与成分と届出をしようとする機能性関与成分との間の同等性を考察している場合、チェックが入ります。

No.	項目名	説明
安全性試験の実施による安全性の評価		
	⑥in vitro 試験及び in vivo 試験は、下記、「別紙様式（Ⅱ）評価の詳細」を参照してください。	
	⑦ヒト試験は、下記、「別紙様式（Ⅱ）評価の詳細」を参照してください。	
[23]	「安全性試験の実施による評価」	評価が十分、評価が不十分のどちらかにチェックが入ります。 なお、安全性試験を実施した場合は、当該試験の報告資料が添付されます。ただし、文献として公表されている場合には参考文献名が記載されています。
機能性関与成分の相互作用に関する評価		
⑧医薬品との相互作用に関する評価		
[24]	「参考にしたデータベース名又は出典」	医薬品と相互作用に関する評価に関して参考にしたデータベース名または出典が表示されます。
[25]	「相互作用の有無」	相互作用の有無(あり、なし)にチェックが入ります。 なお、「あり」の場合は、機能性表示食品を販売することの適切性の詳細が添付されます。
⑨機能性関与成分同士の相互作用（複数の機能性関与成分について機能性を表示する食品のみ）		
[26]	「参考にしたデータベース名又は出典」	機能性関与成分同士の相互作用に関して参考にしたデータベース名または出典が表示されます。 なお、複数の機能性関与成分について機能性を表示する食品のみ対象です。
[27]	「相互作用の有無」	相互作用の有無(あり、なし)にチェックが入ります。 なお、「あり」の場合は、機能性表示食品を販売することの適切性の詳細が添付されます。
[28]	「別紙様式（Ⅱ）評価の詳細を確認される場合はこちら→」リンク	添付ファイルのプレビューが表示されます。
[29]	「閉じる」ボタン	画面を閉じて様式 I の画面に戻ります。

「様式Ⅲ：生産・製造及び品質の管理」画面

様式Ⅲ：生産・製造及び品質の管理

🌟 製造・生産・採取・漁獲等及び品質の管理に関する情報

届出番号
A001

商品名
HI

機能性関与成分名

機能性表示 ※機能性表示：科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性
本品にはA(機能性関与成分)が含まれ、Bの機能があることが報告されています。

届出者名
inc

■ 製造・生産・採取・漁獲等及び品質の管理に関する情報

【天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の場合】
製造者氏名又は製造所名①

所在地①

中間製品まで製造・加工を行う施設①

原材料又は中間製品から最終的な容器包装に入れる工程まで行う施設①

☐

「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和6年内閣府告示第108号）」に従った製造管理及び品質管理を行っている①

☐

製造者氏名又は製造所名②

所在地②

中間製品まで製造・加工を行う施設②

☐

原材料又は中間製品から最終的な容器包装に入れる工程まで行う施設②

☐

「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和6年内閣府告示第108号）」に従った製造管理及び品質管理を行っている②

☐

製造者氏名又は製造所名③

所在地③

中間製品まで製造・加工を行う施設③

☐

原材料又は中間製品から最終的な容器包装に入れる工程まで行う施設③

☐

「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和6年内閣府告示第108号）」に従った製造管理及び品質管理を行っている③

☐

製造者氏名又は製造所名④

所在地④

中間製品まで製造・加工を行う施設④

☐

原材料又は中間製品から最終的な容器包装に入れる工程まで行う施設④

☐

「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和6年内閣府告示第108号）」に従った製造管理及び品質管理を行っている④

☐

製造者氏名又は製造所名⑤

所在地⑤

中間製品まで製造・加工を行う施設⑤

☐

原材料又は中間製品から最終的な容器包装に入れる工程まで行う施設⑤

☐

「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和6年内閣府告示第108号）」に従った製造管理及び品質管理を行っている⑤

☐

【上記枠に記入しきれない場合、その他加工食品・生鮮食品の場合】
（加工食品の場合は、製造者氏名又は製造所名及び所在地、生鮮食品の場合は、生産・採取・漁獲等を行う者の氏名又は名称及び所在地）

【共通】
生産・製造及び品質管理に関する情報

1

別添様式（Ⅱ）-1-1、別添様式（Ⅱ）-1-2又は別添様式（Ⅱ）-2の詳細を確認される場合はこちら→ [ファイル](#)

■ 原材料及び分析に関する情報

(1) 機能性関与成分を含む原材料名（届出食品が生鮮食品の場合は除く）

1

(2) エキス等を機能性関与成分とする場合、原料成分

別添様式（Ⅱ）-3又は別添様式（Ⅱ）-4の詳細を確認される場合はこちら→ [ファイル](#)

分析方法を添付資料の添付（自社又は利害の関係者で実施する場合は、分析の標準作業手順書）を確認される場合はこちら→ [ファイル](#)

閉じる

Copyright © 2025 Consumer Affairs Agency, Government of Japan. All Rights Reserved.

基本情報

No.	項目名	説明
[1]	「届出番号」	届出番号が表示されます。
[2]	「商品名」	商品名が表示されます。
[3]	「機能性関与成分名」	機能性関与成分名が表示されます。
[4]	「機能性表示」	科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性が表示されます。
[5]	「届出者名」	届出者名が表示されます。

No.	項目名	説明
■ 製造・生産・採取・漁獲等及び品質の管理に関する情報		
【天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品として届出する場合】		
[6]	「製造者氏名又は製造所名①」	製造者氏名または製造所名が表示されます。
[7]	「所在地①」	所在地が表示されます。
[8]	「中間製品まで製造・加工を行う施設①」	中間製品まで製造・加工を行う施設①の場合、チェックが入ります。
[9]	「原材料又は中間製品から最終的な容器包装に入れる工程まで行う施設①」	原材料又は中間製品から最終的な容器包装に入れる工程まで行う施設①の場合、チェックが入ります。
[10]	「「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和6年内閣府告示第108号）」に従った製造管理及び品質管理を行っている①」	「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和6年内閣府告示第108号）」に従った製造管理及び品質管理を行っている①の場合、チェックが入ります。
[11]	「製造者氏名又は製造所名②」	製造者氏名または製造所名が表示されます。
[12]	「所在地②」	所在地が表示されます。
[13]	「中間製品まで製造・加工を行う施設②」	中間製品まで製造・加工を行う施設②の場合、チェックが入ります。
[14]	「原材料又は中間製品から最終的な容器包装に入れる工程まで行う施設②」	原材料又は中間製品から最終的な容器包装に入れる工程まで行う施設②の場合、チェックが入ります。
[15]	「「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和6年内閣府告示第108号）」に従った製造管理及び品質管理を行っている②」	「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和6年内閣府告示第108号）」に従った製造管理及び品質管理を行っている②の場合、チェックが入ります。
[16]	「製造者氏名又は製造所名③」	製造者氏名または製造所名が表示されます。
[17]	「所在地③」	所在地が表示されます。

2-2 機能性表示食品の届出情報を検索する

No.	項目名	説明
[18]	「中間製品まで製造・加工を行う施設③」	中間製品まで製造・加工を行う施設③の場合、チェックが入ります。
[19]	「原材料又は中間製品から最終的な容器包装に入れる工程まで行う施設③」	原材料又は中間製品から最終的な容器包装に入れる工程まで行う施設③の場合、チェックが入ります。
[20]	「「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和6年内閣府告示第108号）」に従った製造管理及び品質管理を行っている③」	「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和6年内閣府告示第108号）」に従った製造管理及び品質管理を行っている③の場合、チェックが入ります。
[21]	「製造者氏名又は製造所名④」	製造者氏名または製造所名が表示されます。
[22]	「所在地④」	所在地が表示されます。
[23]	「中間製品まで製造・加工を行う施設④」	中間製品まで製造・加工を行う施設④の場合、チェックが入ります。
[24]	「原材料又は中間製品から最終的な容器包装に入れる工程まで行う施設④」	原材料又は中間製品から最終的な容器包装に入れる工程まで行う施設④の場合、チェックが入ります。
[25]	「「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和6年内閣府告示第108号）」に従った製造管理及び品質管理を行っている④」	「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和6年内閣府告示第108号）」に従った製造管理及び品質管理を行っている④の場合、チェックが入ります。
[26]	「製造者氏名又は製造所名⑤」	製造者氏名または製造所名が表示されます。
[27]	「所在地⑤」	所在地が表示されます。
[28]	「中間製品まで製造・加工を行う施設⑤」	中間製品まで製造・加工を行う施設⑤の場合、チェックが入ります。
[29]	「原材料又は中間製品から最終的な容器包装に入れる工程まで行う施設⑤」	原材料又は中間製品から最終的な容器包装に入れる工程まで行う施設⑤の場合、チェックが入ります。
[30]	「「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和6年内閣府告示第108号）」に従った製造管理及び品質管理を行っている⑤」	「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和6年内閣府告示第108号）」に従った製造管理及び品質管理を行っている⑤の場合、チェックが入ります。

No.	項目名	説明
[31]	「【上記枠に記入しきれない場合、その他加工食品・生鮮食品として届出する場合】 (加工食品の場合は、製造者氏名又は製造所名及び所在地、生鮮食品の場合は生産・採取・漁獲等を行う者の氏名又は名称及び所在地)」	加工食品の場合は、製造者氏名又は製造所名及び所在地、生鮮食品の場合は生産・採取・漁獲等を行う者の氏名又は名称及び所在地が表示されます。
	【共通】	
[32]	「生産・製造及び品質管理に関する情報」	生産・製造及び品質管理の情報が表示されます。
[33]	「別紙様式（Ⅲ）－１－１、別紙様式（Ⅲ）－１－２又は別紙様式（Ⅲ）－２の詳細を確認される場合はこちら→」リンク	添付ファイルのプレビューが表示されます。
■ 原材料及び分析に関する情報		
[34]	「（１）機能性関与成分を含む原材料名（届出食品が生鮮食品の場合は除く）」	機能性関与成分を含む原材料名が表示されます。 なお、届出食品が生鮮食品の場合は除きます。
[35]	「（２）エキス等を機能性関与成分とする場合、指標成分」	エキス等を機能性関与成分とする場合、指標成分が表示されます。
[36]	「別紙様式（Ⅲ）－３又は別紙様式（Ⅲ）－４の詳細を確認される場合はこちら→」リンク	添付ファイルのプレビューが表示されます。
[37]	「分析方法を示す資料の添付（自社又は利害の関係者で実施する場合は、分析の標準作業手順書）を確認される場合はこちら→」リンク	添付ファイルのプレビューが表示されます。
[38]	「閉じる」ボタン	画面を閉じて様式 I の画面に戻ります。

「様式Ⅳ：健康被害の情報収集体制」画面

様式Ⅳ：健康被害の情報収集体制

健康被害の情報収集体制

[1] 届出番号
A001

[2] 商品名
H□□□

[3] 機能性関与成分名
機能性表示 ※機能性表示：科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性
本品にはA(機能性関与成分)が含まれ、Bの機能があることが報告されています。

[4] 届出者名
□□□.inc

[5]

■ 健康被害の情報収集体制

[6] 健康被害の情報の対応窓口部署名等
1

[7] 電話番号
1

[8] 電子メールアドレス

[9] 上記手段以外の連絡先

[10] 連絡対応日時（曜日、時間等）
1

[11] 閉じる

Copyright © 2025 Consumer Affairs Agency, Government of Japan. All Rights Reserved.

基本情報

No.	項目名	説明
[1]	「届出番号」	届出番号が表示されます。
[2]	「商品名」	商品名が表示されます。
[3]	「機能性関与成分名」	機能性関与成分名が表示されます。
[4]	「機能性表示」	科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性表示が表示されます。
[5]	「届出者名」	届出者名が表示されます。

No.	項目名	説明
■ 健康被害の情報収集体制		
[6]	「健康被害の情報の対応窓口部署名等」	健康被害の情報の対応窓口部署名等が表示されます。
[7]	「電話番号」	対応窓口部署の電話番号が表示されます。
[8]	「電子メールアドレス」	対応窓口部署の電子メールアドレスが表示されます。
[9]	「上記手段以外の連絡先」	「電話番号」、「電子メールアドレス」以外に連絡先がある場合、該当の連絡先情報が表示されます。
[10]	「連絡対応日時（曜日、時間等）」	連絡可能な日時（曜日、時間等）が表示されます。
[11]	「閉じる」ボタン	画面を閉じて様式Ⅰの画面に戻ります。

「様式V：機能性の科学的根拠」画面

様式V：機能性の科学的根拠

機能性の科学的根拠に関する点検表

[1] 届出番号
:A001

[2] 商品名
HI□□□

[3] 機能性関与成分名

[4] 機能性表示 ※機能性表示：科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分を含有する食品が有する機能性
本品にはA(機能性関与成分)が含まれ、Bの機能があることが報告されています。

[5] 届出者名
□□□,Inc

[6] ■ 当該製品の機能性に関する届出者の評価
1

[7] ■ 科学的根拠

[8] 【ヒト試験及び研究レビュー共通事項】

[9] 主観的な指標のみを科学的根拠とした機能性を表示しようとする場合（複数の機能を表示しようとする場合はそのうちの該当する機能性において）、当該指標は日本人において妥当性が得られ、かつ、当該分野において学術的に広くコンセンサスが得られたものである。

[10] （最終製品を用いたヒト試験又は研究レビューにおいて、実際に販売しようとする製品の試作品を用いて評価を行った場合）両者の間に同一性が失われていないことについて、届出資料において考察されている。

[11] 【最終製品を用いた臨床試験（ヒト試験）、最終製品に関する研究レビュー】

[12] 最終製品を用いたヒト試験（ヒトを対象とした試験）により、機能性を評価している
(臨床試験公開データベースに登録している場合) 登録コード

[13] 【最終製品に関する研究レビュー、機能性関与成分に関する研究レビュー】

[14] 最終製品に関する研究レビュー（一定のルールに基づいた文献調査）で、機能性を評価している。

[15] 最終製品ではなく、機能性関与成分に関する研究レビューで、機能性を評価している。

[16] 錠剤・カプセル剤等の場合は摂取量を踏まえたヒト試験、その他加工食品及び生鮮食品の場合は摂取量を踏まえたヒト試験又は観察研究で肯定的な結果が得られている。

[17] 表示しようとする機能性の科学的根拠として用いた研究レビューは、査読付き論文として公表されている。

[18] 表示しようとする機能性の科学的根拠として用いた研究レビューは、査読付き論文として公表されていない。

[19] PRISMA声明（2020年）に準拠した形式で記載されている。

[20] PRISMA声明（2009年）に準拠した形式で記載されている。

別様式（V）-1～1.7の添付の詳細を確認される場合はこちら(ダウンロード) → [ファイル1](#)

■ 【作用機序】
別様式（V）-1.8 作用機序に関する説明資料を確認される場合はこちら → [ファイル](#)

閉じる

Copyright © 2025 Consumer Affairs Agency, Government of Japan. All Rights Reserved.

基本情報

No.	項目名	説明
[1]	「届出番号」	届出番号が表示されます。
[2]	「商品名」	商品名が表示されます。
[3]	「機能性関与成分名」	機能性関与成分名が表示されます。
[4]	「機能性表示」	科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分または当該成分を含有する食品が有する機能性が表示されます。
[5]	「届出者名」	届出者名が表示されます。

No.	項目名	説明
■ 当該製品の機能性に関する届出者の評価		
[6]	「当該製品の機能性に関する届出者の評価」	当該製品の機能性に関する届出者の評価が表示されます。
	【ヒト試験及び研究レビュー共通事項】	

No.	項目名	説明
[7]	「主観的な指標のみを科学的根拠とした機能性を表示しようとする場合（複数の機能を表示しようとする場合はそのうちの該当する機能性において）、当該指標は日本人において妥当性が得られ、かつ、当該分野において学術的に広くコンセンサスが得られたものである。」	主観的な指標のみを科学的根拠とした機能性を表示しようとする場合（複数の機能を表示しようとする場合はそのうちの該当する機能性において）、当該指標は日本人において妥当性が得られ、かつ、当該分野において学術的に広くコンセンサスが得られたものである場合、チェックが入ります。
[8]	「（最終製品を用いたヒト試験又は研究レビューにおいて、実際に販売しようとする製品の試作品を用いて評価を行った場合）両者の間に同一性が失われていないことについて、届出資料において考察されている。」	（最終製品を用いたヒト試験又は研究レビューにおいて、実際に販売しようとする製品の試作品を用いて評価を行った場合）両者の間に同一性が失われていないことについて、届出資料において考察されている場合、チェックが入ります。
	【最終製品を用いた臨床試験（ヒト試験）、最終製品に関する研究レビュー】	
[9]	「最終製品を用いたヒト試験（ヒトを対象とした試験）により、機能性を評価している」	最終製品を用いたヒト試験（ヒトを対象とした試験）により、機能性を評価している場合、チェックが入ります。
[10]	「（臨床試験公開データベースに登録をしている場合）登録コード」	臨床試験公開データベースに登録をしている場合に、登録コードが表示されます。
	【最終製品に関する研究レビュー、機能性関与成分に関する研究レビュー】	
[11]	「最終製品に関する研究レビュー（一定のルールに基づいた文献調査）で、機能性を評価している。」	最終製品に関する研究レビュー（一定のルールに基づいた文献調査）で、機能性を評価している場合、チェックが入ります。
[12]	「最終製品ではなく、機能性関与成分に関する研究レビューで、機能性を評価している。」	最終製品ではなく、機能性関与成分に関する研究レビューで、機能性を評価している場合、チェックが入ります。
[13]	「錠剤・カプセル剤等の場合は摂取量を踏まえたヒト試験、その他加工食品及び生鮮食品の場合は摂取量を踏まえたヒト試験又は観察研究で肯定的な結果が得られている。」	錠剤・カプセル剤等の場合は摂取量を踏まえたヒト試験、その他加工食品及び生鮮食品の場合は摂取量を踏まえたヒト試験又は観察研究で肯定的な結果が得られている場合、チェックが入ります。

No.	項目名	説明
[14]	「表示しようとする機能性の科学的根拠として用いた研究レビューは、査読付き論文として公表されている。」	表示しようとする機能性の科学的根拠として用いた研究レビューは、査読付き論文として公表されている場合、チェックが入ります。
[15]	「表示しようとする機能性の科学的根拠として用いた研究レビューは、査読付き論文として公表されていない。」	表示しようとする機能性の科学的根拠として用いた研究レビューは、査読付き論文として公表されていない場合、チェックが入ります。
[16]	「PRISMA 声明（2020 年）に準拠した形式で記載されている。」	PRISMA 声明（2020 年）に準拠した形式で記載されている場合、チェックが入ります。
[17]	「PRISMA 声明（2009 年）に準拠した形式で記載されている。」	PRISMA 声明（2009 年）に準拠した形式で記載されている場合、チェックが入ります。
[18]	「別紙様式（V）－1～17の添付の詳細を確認される場合はこちら（ダウンロード）→」リンク	リンクをクリックすると添付ファイルがダウンロードされます。
■【作用機序】		
[19]	「別紙様式（V）-18 作用機序に関する説明資料を確認される場合はこちら→」リンク	添付ファイルのプレビューが表示されます。
[20]	「閉じる」ボタン	画面を閉じて様式 I の画面に戻ります。

「様式VI：表示の内容／表示見本」画面

様式VI：表示の内容／表示見本

届出食品に関する表示の内容

[1] 届出番号
A001

[2] 商品名
HI□□□

[3] 機能性関与成分名

[4] 機能性表示 ※機能性表示：科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性
本品にはA(機能性関与成分)が含まれ、Bの機能があることが報告されています。

[5] 届出者名
□□□.inc

[6] 一日当たりの摂取目安量

[7] 摂取の方法と兼ねる

一日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量

[8] 機能性関与成分名
摂取目安量あたりの機能性関与成分

[9] 含有量

[10] 保存の方法

[11] 摂取の方法_変更

[12] 摂取をする上での注意事項

[13] 調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものには当該注意事項_自由入力
※内容量等により表示事項が異なる場合、その内容を全て記入する。

[14] 健康増進法施行規則第11条第2項で定める栄養素の過剰な摂取につながらないとする理由

[15] 表示見本の確認をされる場合はこちら→ [ファイル](#)

[16] 閉じる

Copyright © 2025 Consumer Affairs Agency, Government of Japan. All Rights Reserved.

基本情報

No.	項目名	説明
[1]	「届出番号」	届出番号が表示されます。
[2]	「商品名」	商品名が表示されます。
[3]	「機能性関与成分名」	機能性関与成分名が表示されます。
[4]	「機能性表示」	科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性が表示されます。
[5]	「届出者名」	届出者名が表示されます。
[6]	「一日当たりの摂取目安量」	一日当たりの摂取目安量が表示されます。
[7]	「摂取の方法と兼ねる」	「摂取の方法」を「一日当たりの摂取目安量」と共に表示する場合、チェックが入ります。
[8]	「一日あたりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量 機能性関与成分名」	一日あたりの摂取目安量当たりの機能性関与成分名が表示されます。
[9]	「一日あたりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量 含有量」	一日あたりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量が表示されます。
[10]	「保存の方法」	保存の方法が表示されます。
[11]	「摂取の方法」	摂取の方法が表示されます。
[12]	「摂取をする上での注意事項」	摂取をする上での注意事項が表示されます。
[13]	「調理又は保存の方法に関し 特に注意を必要とするものにあ たっては当該注意事項」	調理または保存の方法に関し特に注意を必要とする場合は、注意事項が表示されます。
[14]	「健康増進法施行規則第 11 条 2 項で定める栄養素の過剰 な摂取につながらないとする理 由」	健康増進法施行規則第 11 条 2 項で定める栄養素の過剰な摂取につながらないとする理由が表示されます。
[15]	「表示見本の確認をされる場合 はこちら→」	添付ファイルのプレビューが表示されます。
[16]	「閉じる」ボタン	画面を閉じて様式 I の画面に戻ります。

(4) 新旧対照表

「様式 I：届出食品の科学的根拠等に関する基本情報（一般消費者向け）」画面の「新旧対照表」リンクをクリックすることで、「新旧対照表」画面が表示されます。

ひとつ前の届出から変更された項目を一覧で表示します。

添付ファイルがある場合は、リンクボタンが表示されます。**リンクボタン**をクリックすると添付ファイルの一覧画面が表示されます。一覧画面内の**テキストリンク**をクリックすると別画面で添付ファイルが表示されます。

「新旧対照表」画面

新旧対照表				
商品名：〇〇商品				
No	様式	項目名	新	旧
届出情報				
1	I	届出者の住所	東京都千代田区	東京都江東区
2	I	届出食品_名称	〇〇商品	△△商品
届出食品				
3	I	食品の区分	加工食品(その他)	加工食品(錠剤、カプセル剤等)
4	I	問合せ担当部局	〇〇部局	△△部局
届出後の届出項目				
5	I	添付資料の新旧対照表（公開）	添付資料の新旧対照表.pdf	
閉じる				
Copyright © 2025 Consumer Affairs Agency, Government of Japan. All Rights Reserved.				

(5) CSV ファイルをダウンロードする

複数の届出の情報を CSV ファイルの形で一括ダウンロードできます。



ダウンロードする前に下記手順を実施してください。

(Microsoft Edge、Chrome を例に記載しています。)

■Microsoft Edge

Microsoft Edge の設定画面を開きます。

右上「メニュー」ボタンをクリックし、[設定]をクリックします。



「Cookie とサイトのアクセス許可」>「ポップアップとリダイレクト」の順で選択します。

※Windows のバージョンによっては、メニュー名が完全一致しない可能性があります。

その場合は、設定の検索欄で「ポップアップ」を入力し検索することで、「ポップアップとリダイレクト」メニューが出てきます。



「許可」項目の「追加」ボタンをクリックします。



「サイトの追加」項目に「https://www.fld.caa.go.jp」を入力し、「追加」ボタンをクリックします。



「許可」項目に「https://www.fld.caa.go.jp」が追加されたことを確認します。



「ブロック」項目に既に「https://www.fld.caa.go.jp」が登録されている場合は、「...」をクリックし、「削除」をクリックしてください。

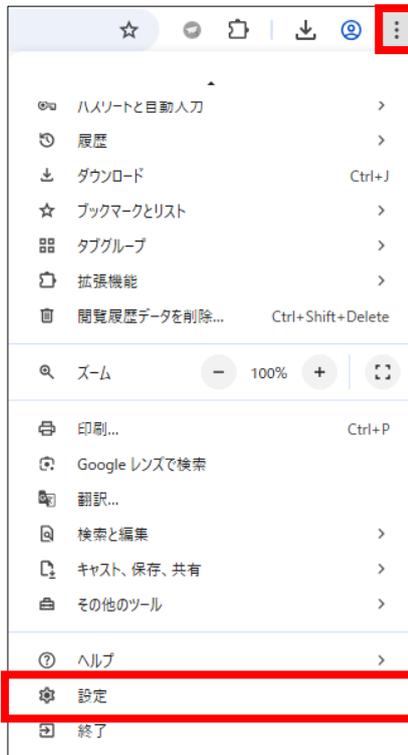




■ Chrome

Chrome の設定画面を開きます。

右上「メニュー」ボタンをクリックし、[設定]をクリックします。



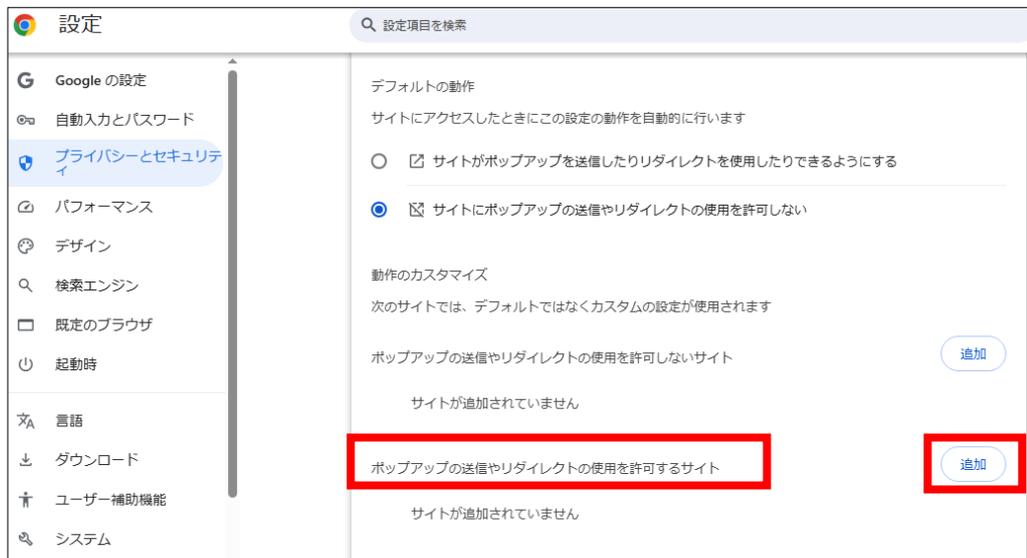
「プライバシーとセキュリティ」>「サイトの設定」の順で選択します。



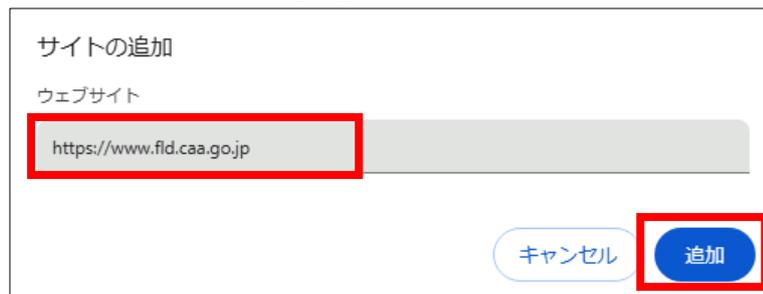
「ポップアップとリダイレクト」を選択します。



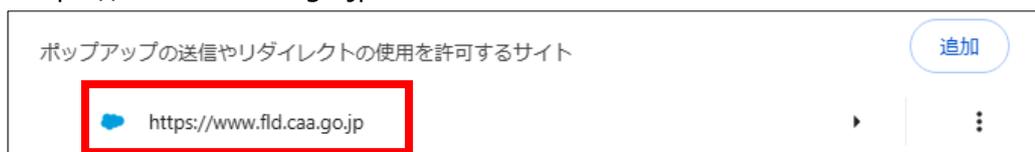
「ポップアップの送信やリダイレクトの使用を許可するサイト」の「追加」ボタンをクリックします。



「https://www.fld.caa.go.jp」を入力し、「追加」ボタンをクリックします。



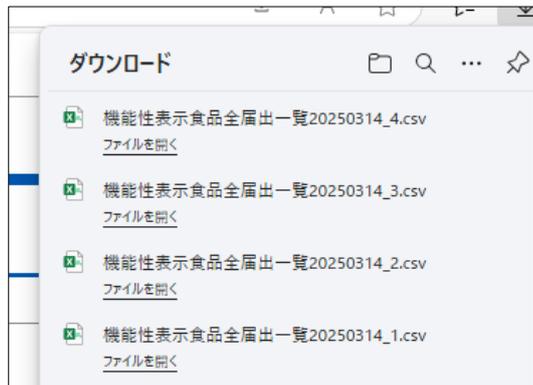
「ポップアップの送信やリダイレクトの使用を許可するサイト」に
「https://www.fld.caa.go.jp」が追加されたことを確認します。



「ポップアップの送信やリダイレクトの使用を許可しないサイト」に既に「https://www.fld.caa.go.jp」が登録されている場合は、「...」をクリックし、「削除」をクリックしてください。



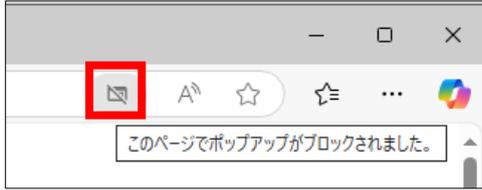
出力件数が多い場合は、約 12MB ごとに分割してダウンロードされます。



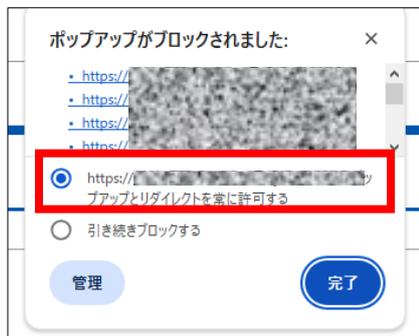


ダウンロードの際に「ポップアップがブロックされました」と表示された場合には、ポップアップとリダイレクトを許可する設定を行ってください。

アドレスバーの右側にある  をクリックしてください。



以下の画面で「ポップアップとリダイレクトを常に許可する」を選択し「完了」ボタンをクリックしてください。



・全項目の全項目出力(CSV 出力)

「機能性表示食品検索」画面の「**全届出の全項目出力(CSV 出力)**」ボタンをクリックします。

前日までに登録された、全届出の全項目の情報が記載された CSV ファイルがダウンロードされます。



 ダウンロードした CSV ファイルを Excel で開いた場合のみ、「前回の自己点検報告月」の表記が異なりますのでご注意ください。

※“2025/3”は“Mar-25”のように表示されます。

前回の自己点検報告月
Mar-25

・検索結果データ出力

検索結果の一覧の上にある「**検索結果データ出力(CSV出力)**」ボタンをクリックします。

検索結果の一覧に表示された内容が記載された CSV ファイルがダウンロードされます。



検索結果データ出力(CSV出力) (検索結果: 2件)

表示件数 10

届出番号	届出日	届出者名 (法人番号)	商品名	食品の区分	機能性関与成分名	表示しようとする機...	PRISMA対応	販売状況	前回の自己点検報告月
J0909	2025/02/04	〇〇株式会社 (4400612239449)	〇〇サプリ	加工食品(錠剤、カプセル 剤等)	ビフィズス菌 B8536、ビ フィズス菌(コンガム種 B8536)、GABA、ヒアル ロン酸Na	本品には A (機能性関与成分) が 含まれ、B の機能があることが報告さ れています。		販売中	
J0921	2025/02/05	□□□.inc (7469577252175)	△△サプリ	加工食品(錠剤、カプセル 剤等)		本品には A (機能性関与成分) が 含まれ、B の機能があることが報告さ れています。		販売中	

表示件数 10

↑このページのトップへ

Copyright © 2025 Consumer Affairs Agency, Government of Japan. All Rights Reserved.



※検索結果が多い場合は、製造所又は販売者、住所を入力し検索してください。

検索

ダウンロード

機能性表示食品届出結果一覧.csv
2/25 15:00

もっと見る

表示件数 10



ダウンロードした CSV ファイルを Excel で開いた場合のみ、「前回の自己点検報告月」の表記が異なりますのでご注意ください。

※“2025/3”は“Mar-25”のように表示されます。

前回の自己点検報告月
Mar-25

3. 届出データベースと届出等告示における項目名の対応表

3-1 様式 I 対応表

No.	届出データベース 項目名	届出等告示 項目名
1	届出番号	届出番号
2	法人名	法人名
3	代表者氏名	代表者氏名
4	住所	住所
5	主たる事務所の住所	主たる事務所の所在地
6	表示見本のリンク	表示見本の添付（公開）
7	商品名	商品名
8	名称	名称
9	食品の区分	食品の区分
10	機能性関与成分名	機能性関与成分名
11	機能性関与成分はエキスである	機能性関与成分はエキスである。
12	表示しようとする機能性	表示しようとする機能性
13	消費者対応部局（お客様相談室等）の連絡先（電話番号等）	消費者対応部局（お客様相談室等）の連絡先（電話番号等）
14	情報開示するウェブサイトのURL	情報開示するウェブサイトのURL
15	「届出事項及び開示情報についての問合せ担当部局」の「部局」	「届出事項及び開示情報についての問合せ担当部局」の「部局」
16	「届出事項及び開示情報についての問合せ担当部局」の「電話」	「届出事項及び開示情報についての問合せ担当部局」の「電話番号」
17	摂取をする上での注意事項	摂取をする上での注意事項
18	喫食実績の評価により、十分な安全性を確認している。	(※)
19	既存情報による食経験の評価により、十分な安全性を確認している。	(※)
20	既存情報による安全性試験結果の評価により、十分な安全性を確認している。	(※)
21	安全性試験の実施による安全性の評価により、十分な安全性を確認している。	(※)
22	当該製品の安全性に関する届出者の評価	当該食品の安全性に関する届出者の評価
23	別紙様式（Ⅱ）評価の詳細	別紙様式(Ⅱ)評価の詳細（公開）
24	生産・製造及び品質管理に関する情報	生産・製造及び品質管理に関する情報（管理体制を記載。天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等

No.	届出データベース 項目名	届出等告示 項目名
		食品については、製造又は加工の基準に従った製造管理及び品質管理の状況について記載。その他加工食品の場合、製造施設ごとに GMP、HACCP、ISO 22000 又は FSSC 22000 の別、認証の有無等について記載。）
25	最終製品を用いたヒト試験（ヒトを対象とした試験）により、機能性を評価している。	最終製品を用いた臨床試験（ヒト試験）により、機能性を評価している。
26	最終製品に関する研究レビュー（一定のルールに基づいた文献調査）で、機能性を評価している。	最終製品に関するシステムティックレビューで、機能性を評価している。
27	最終製品ではなく、機能性関与成分に関する研究レビューで、機能性を評価している。	最終製品ではなく、機能性関与成分に関するシステムティックレビューで、機能性を評価している。
28	当該製品の機能性に関する届出者の評価	当該食品の機能性に関する届出者の評価
29	別紙様式（V）—1～17の添付	別紙様式（V）-1から17までを添付（公開）
30	その他加工食品として届出する場合、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品に該当しない理由	その他加工食品として届出する場合、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品に該当しない理由
31	当該食品が想定する主な対象者（疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）	当該食品が想定する主な対象者（疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）
32	販売開始予定日	販売開始予定日
33	変更履歴(2025年3月31日以前)	(※)
34	変更履歴(2025年4月1日以降)	(※)
35	新旧対照表	(※)
36	添付資料の新旧対照表	添付資料の新旧対照表（公開）
37	機能性表示食品（再届出）である場合	(※)
38	既届出食品の届出番号	(※)
39	同一性を失わない理由	(※)
40	「届出後の届出項目」の「（届出日から60日経過した場合）販売状況」	(※)
41	届出撤回の事由	(※)
42	前回の自己点検報告月	(※)
43	食品表示基準別表第二十六に掲げる事項について点検を行っている	別表第26に掲げる事項について点検を行っている

No.	届出データベース 項目名	届出等告示 項目名
44	別表第二十七の一の項「安全性及び機能性の根拠に関する事項」の遵守状況について点検を行っている	別表第 27 の 1 の項「安全性及び機能性の根拠に関する事項」の遵守状況について点検を行っている
45	別表第二十七の二の項「生産・製造及び品質の管理に関する事項」の遵守状況について点検を行っている	別表第 27 の 2 の項「生産・製造及び品質の管理に関する事項」の遵守状況について点検を行っている
46	別表第二十七の三の項「健康被害の情報の収集及び提供に関する事項」の遵守状況について点検を行っている	別表第 27 の 3 の項「健康被害の情報の収集及び提供に関する事項」の遵守状況について点検を行っている
47	自己点検等の報告の添付	チェックリスト（公開）

⚠ 届出等告示で規定されていない項目は、（※）としています。

3-2 様式Ⅱ 対応表

No.	届出データベース 項目名	届出等告示 項目名
1	当該製品の安全性に関する届出者の評価	当該食品の安全性に関する届出者の評価
2	喫食実績の有無	喫食実績の有無
3	最終製品の喫食実績で評価が十分	最終製品の喫食実績で評価が十分
4	類似する食品の喫食実績で評価が十分	類似する食品の喫食実績で評価が十分
5	喫食実績なし又は評価が不十分	喫食実績なし又は評価が不十分
6	公的機関のデータベース、又は、民間や研究者等が調査・作成したデータベースの情報	公的機関のデータベース又は民間や研究者等が調査・作成したデータベースの情報
7	安全性の評価	安全性の評価
8	既存情報の機能性関与成分と届出をしようとする機能性関与成分との間の同等性を考察している。	既存情報の機能性関与成分と届出をしようとする機能性関与成分との間の同等性を考察している。
9	1次情報の有無	1次情報の有無
10	安全性の評価	安全性の評価
11	既存情報の機能性関与成分と届出をしようとする機能性関与成分との間の同等性を考察している。	既存情報の機能性関与成分と届出をしようとする機能性関与成分との間の同等性を考察している。
12	公的機関のデータベース、又は、民間や研究者等が調査・作成したデータベースの情報	公的機関のデータベース又は民間や研究者等が調査・作成したデータベースの情報
13	安全性の評価	安全性の評価
14	既存情報の機能性関与成分と届出をしようとする機能性関与成分との間の同等性を考察している。	既存情報の機能性関与成分と届出をしようとする機能性関与成分との間の同等性を考察している。
15	1次情報の有無	1次情報の有無
16	安全性の評価	安全性の評価
17	既存情報の機能性関与成分と届出をしようとする機能性関与成分との間の同等性を考察している。	既存情報の機能性関与成分と届出をしようとする機能性関与成分との間の同等性を考察している。
18	安全性試験の実施による評価	安全性試験の実施による評価
19	参考にしたデータベース名又は出典	参考にしたデータベース名又は出典
20	相互作用の有無	相互作用の有無
21	参考にしたデータベース名又は出典	参考にしたデータベース名又は出典
22	相互作用の有無	相互作用の有無
23	別紙様式(Ⅱ) 評価の詳細	別紙様式(Ⅱ) 評価の詳細 (公開)

⚠ 届出等告示で規定されていない項目は、(※)としています。

3-3 様式Ⅲ対応表

No.	届出データベース 項目名	届出等告示 項目名
1	製造者氏名又は製造所名①～⑤	製造者氏名又は製造所名
2	所在地①～⑤	所在地
3	中間製品まで製造・加工を行う施設①～⑤	中間製品
4	原材料又は中間製品から最終的な容器包装に入れる工程まで行う施設①～⑤	最終製品
5	「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和6年内閣府告示第108号）」に従った製造管理及び品質管理を行っている ①～⑤	製造又は加工の基準
6	（加工食品の場合は、製造者氏名又は製造所名及び所在地、生鮮食品の場合は、生産・採取・漁獲等を行う者の氏名又は名称及び所在地）	その他加工食品の場合は、製造者氏名又は製造所名及び所在地、生鮮食品の場合は、生産・採取・漁獲等を行う者の氏名又は名称及び所在地
7	生産・製造及び品質管理に関する情報	生産・製造及び品質管理に関する情報（管理体制を記載。天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品については、製造又は加工の基準に従った製造管理及び品質管理の状況について記載。その他加工食品の場合、製造施設ごとにGMP、HACCP、ISO 22000又はFSSC 22000の別、認証の有無等について記載。）
8	別紙様式（Ⅲ）-1-1、別紙様式（Ⅲ）-1-2又は別紙様式（Ⅲ）-2	別紙様式（Ⅲ）-1-1、別紙様式（Ⅲ）-1-2又は別紙様式（Ⅲ）-2（公開）
9	（1）機能性関与成分を含む原材料名（届出食品が生鮮食品の場合は除く。）	（1）機能性関与成分を含む原材料名（届出食品が生鮮食品の場合は除く。）
10	（2）エキス等を機能性関与成分とする場合、指標成分	（2）エキス等を機能性関与成分とする場合、指標成分
11	別紙様式（Ⅲ）-3又は別紙様式（Ⅲ）-4	別紙様式（Ⅲ）-3又は別紙様式（Ⅲ）-4（公開）
12	分析方法を示す資料の添付（自社又は利害の関係者で実施する場合は、分析の標準作業手順書）	分析方法を示す資料の添付（自社又は利害の関係者で実施する場合は、分析の標準作業手順書）（公開）

3-4 様式Ⅳ対応表

No.	届出データベース 項目名	届出等告示 項目名
1	健康被害の情報の対応窓口部署名等	健康被害の情報の対応窓口部署名等
2	電話番号	電話番号
3	電子メールアドレス	電子メールアドレス
4	上記手段以外の連絡先	上記手段以外の連絡先
5	連絡対応日時（曜日、時間等）	連絡対応日時

3-5 様式V対応表

No.	届出データベース 項目名	届出等告示 項目名
1	当該製品の機能性に関する届出者の評価	当該食品の機能性に関する届出者の評価
2	主観的な指標のみを科学的根拠とした機能性を表示しようとする場合（複数の機能を表示しようとする場合はそのうちの該当する機能性において）、当該指標は日本人において妥当性が得られ、かつ、当該分野において学術的に広くコンセンサスが得られたものである。	主観的な指標のみ科学的根拠とした機能性を表示しようとする場合（複数の機能を表示しようとする場合はそのうち該当する機能性において）、当該指標は日本人において妥当性が得られ、かつ、当該分野において学術的に公知であること。
3	（最終製品を用いたヒト試験又は研究レビューにおいて、実際に販売しようとする製品の試作品を用いて評価を行った場合）両者の間に同一性が失われていないことについて、届出資料において考察されている。	（最終製品を用いた臨床試験（ヒト試験）又はシステムティックレビュー（一定のルールに基づいた文献調査）において、実際に販売しようとする製品の試作品を用いて評価を行った場合）両者の間に同一性が失われていないことについて、届出資料において考察されている。
4	最終製品を用いたヒト試験（ヒトを対象とした試験）により、機能性を評価している	最終製品を用いた臨床試験（ヒト試験）により、機能性を評価している。
5	（臨床試験公開データベースに登録をしている場合）登録コード	（臨床試験公開データベースに登録をしている場合）登録コード
6	最終製品に関する研究レビュー（一定のルールに基づいた文献調査）で、機能性を評価している。	最終製品に関するシステムティックレビューで、機能性を評価している。
7	最終製品ではなく、機能性関与成分に関する研究レビューで、機能性を評価している。	最終製品ではなく、機能性関与成分に関するシステムティックレビューで、機能性を評価している。
8	錠剤、カプセル剤等食品の場合は摂取量を踏まえたヒト試験、その他加工食品及び生鮮食品の場合は摂取量を踏まえたヒト試験又は観察研究で肯定的な結果が得られている。	天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の場合は摂取量を踏まえた臨床試験（ヒト試験）、その他加工食品及び生鮮食品の場合は摂取量を踏まえた臨床試験（ヒト試験）又は観察研究で肯定的な結果が得られている。
9	表示しようとする機能性の科学的根拠として用いた研究レビューは、査読付き論文として公表されている。	表示しようとする機能性の科学的根拠として用いたシステムティックレビューは、査読付き論文として公表されている。

No.	届出データベース 項目名	届出等告示 項目名
10	表示しようとする機能性の科学的根拠として用いた研究レビューは、査読付き論文として公表されていない。	表示しようとする機能性の科学的根拠として用いたシステムティックレビューは、査読付き論文として公表されていない。
11	PRISMA 声明（2020 年）に準拠した形式で記載されている。	(※)
12	PRISMA 声明（2009 年）に準拠した形式で記載されている。	(※)
13	別紙様式（V）－1～17の添付	別紙様式（V）-1 から 17 までを添付（公開）
14	別紙様式（V）-18 作用機序に関する説明資料	別紙様式（V）-18 作用機序に関する説明資料（公開）

⚠ 届出等告示で規定されていない項目は、(※)としています。

3-6 様式VI対応表

No.	届出データベース 項目名	届出等告示 項目名
1	一日当たりの摂取目安量	一日当たりの摂取目安量
2	摂取の方法と兼ねる	摂取の方法と兼ねる
3	「一日あたりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量」の「機能性関与成分名」	「一日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量」の「機能性関与成分名」
4	「一日あたりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量」の「含有量」	「一日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量」の「含有量」
5	保存の方法	保存の方法
6	摂取の方法	摂取の方法
7	摂取をする上での注意事項	摂取をする上での注意事項
8	調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項	調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項
9	健康増進法施行規則第 11 条第 2 項で定める栄養素の過剰な摂取につながらないとする理由	健康増進法施行規則第 11 条第 2 項で定める栄養素の過剰な摂取につながらないとする理由
10	表示見本の添付	表示見本の添付（公開）